

栃木労働局「今月(7月)のおすすめ情報」を紹介します。

【掲載場所】

栃木労働局トップページ > 今月のおすすめ情報



局HPのトップページのここに掲載しています！

## ① 労働保険の年度更新の手続きは電子申請が便利です！

- 令和5年度労働保険年度更新の手続きは、**令和5年7月10日まで**です。期限までに申請・納付のお手続きをお願いします。
  - 窓口での受付以外に、**電子申請**もご利用いただけます。
  - 書面手続きに比べて、窓口の開設時間にとらわれず、24時間手続き可能な電子申請をぜひご利用ください。
  - 電子申請体験コーナー**を設置していますので、ご利用ください（予約制）。
- お問合せ・予約 TEL 028-634-9113（栃木労働局総務部労働保険徴収室）



## ② 行動災害・熱中症を防止しましょう！

- 栃木県内の休業4日以上労働災害が前年同時期と比べて約20%増加しており、災害全体の約40%が転倒や腰痛などの行動災害によるものです。  
『**Aない声かけ運動！プラス**』に取り組み、“あわてず”“あせらず”“あなどらず”を実践しましょう。
- 7月、8月は高温多湿な時期となり熱中症のリスクが高まります。  
『**STOP！熱中症 クールワークキャンペーン**』に取り組み、水分・塩分をこまめに摂取するなど熱中症を予防しましょう。



## ③ 自分らしい夏休みで、素敵な体験をたくさんしよう！

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。  
働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する「年次有給休暇の計画的付与制度」や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する「時間単位の年次有給休暇制度」の活用が効果的です。

詳しくはこちら  
（年次有給休暇取得促進特設サイト）



自分らしい夏休みで、素敵な体験をたくさんしよう。

Refresh / もっと自分らしい働き方 休み方

年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

## ④ 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン期間中です！（4/1～7/31）

- 令和5年4月1日～7月31日**は多くの新入学生がアルバイトを始める期間です。  
アルバイトを始める前に、労働条件について一度確かめてみませんか？  
また、キャンペーン期間中は相談窓口も設置しています。お気軽にご相談ください！

- 【相談コーナー】 栃木労働局雇用環境・均等室  
各労働基準監督署 総合労働相談コーナー



「たしかめたん」

詳しくはこちら



## ⑤ 人材確保等支援助成金(テレワークコース)の支給要領が改正されました!

○人材確保等支援助成金(テレワークコース)の支給要領が令和5年4月1日に改正しました。

- ・ **テレワーク用端末(PC、タブレット、スマートフォン)のレンタル・リース費用が助成対象となります!** (対象となる経費は最大6ヶ月分、合計77万円までです。)
- ・ 賃金要件(賃上げ加算)を満たした場合、目標達成助成の助成率を割り増しして支給します。(生産要件は廃止になりました。)

【問合せ先】 栃木労働局雇用環境・均等室 TEL: 028-633-2795

HP↓  
リーフレット↓



## ⑥ 労働者の人材育成に人材開発支援助成金を活用しませんか?

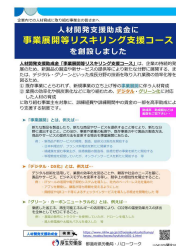
○ **人への投資促進コース**・・・eラーニング等の定額受け放題サービスで目的や職種などに合わせた効果的な訓練を実施した場合の**定額制訓練**、労働者が自発的に受講した訓練経費を負担する事業主へ助成の**自発的職業能力開発訓練**、他デジタル人材、高度人材を育成する訓練の訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度。

**令和4年12月助成率が引き上げとなりました。**



○ **事業展開等リスキリング支援コース**・・・企業の持続的な発展のため、新製品の製造や新サービスの提供等により新たな分野に展開する、または、デジタル・グリーンといった成長分野の技術を取り入れ業務の効率化を図るための人材育成に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を高率助成により支援する制度。

【問合せ】 栃木労働局助成金事務センター TEL: 028-614-2263



## ⑦ 賃金引き上げに向けた支援策について



<https://www.saiteichingin.info/chingin/>



○最低賃金引き上げに向けて次の支援措置を設けています。ご活用ください。

- \* **業務改善助成金**: 生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金  
(※詳しくは二次元バーコードからホームページをご覧ください)

業務改善助成金についてはこちら

【問合せ】業務改善助成金コールセンターTEL: 0120-366-440

- \* **働き方改革推進支援センター相談窓口**: 中小企業における労働環境整備、例えば、賃金規程の見直しや業務改善助成金をはじめとする労働関係助成金の活用などの相談対応

【問合せ】栃木働き方改革推進支援センターTEL: 0800-800-8100



## ⑧ 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます(令和6年4月以降)

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	<b>2.5%</b>	⇒	<b>2.7%</b>
対象事業主の範囲	43.5人以上		<b>40.0人以上</b>		<b>37.5人以上</b>

**令和7年4月1日から除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられます。**

